

令和6年度岡山県地震対応訓練支援業務委託実施に係る 公募型プロポーザル実施要領（技術提案実施公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和6年7月16日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 委託業務の内容

委託業務の内容等については、別添1「令和6年度岡山県地震対応訓練支援業務委託仕様書」のとおり。

2 業務実施上の条件

- (1) 自然災害を対象とした防災研修・訓練業務（以下、「同種業務」という。）の実績があり防災・危機管理訓練等に精通した者を、業務全体に責任を有する統括責任者（主任技術者）として配置すること。
- (2) 本業務の実施、その他これに関連又は付随して知り得た情報を第三者に漏えいしてはならない。

3 委託業務の契約期間

委託契約期間は、契約締結の日から令和7年2月28日（金）までとする。

4 委託契約の上限金額

本業務の委託金額の上限は1,856,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

5 参加業者の資格要件

技術提案に参加できる者は、技術提案実施の公告日から委託候補者が選定されるまでの間において、以下に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

- (4) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和63年2月1日施行）に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 過去5年間（令和元年度から令和5年度まで）において、同種業務の実績がある者。

6 委託契約に関する事務を担当する課の名称

岡山県危機管理課 防災対策班

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

電話：086-226-7293

FAX：086-225-4559

7 契約条項を示す場所

上記6の場所とする。

8 技術提案参加手続等

(1) 参加表明書の作成様式、記載上の留意事項

ア 参加表明書の作成様式

様式第2号「参加表明書」のとおりである。

イ 記載上の留意事項

(ア) 提出する参加表明書の文字サイズは10.5ポイント以上とすること。

(イ) 様式に記載している注記に留意すること。

(2) 参加表明書の提出

ア 提出期限

令和6年8月5日（月）午後4時まで（必着）

イ 提出場所

上記6の場所とする。

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便の他これに準じる方法で到達したこと及びその時間が確認できる方法に限るものとし、(2)アの提出期限に必着のこと。）

(3) 業務内容についての質問の受付及び回答

ア 質問の受付

この契約の委託業務説明書等に関する質問は、委託業務説明書等に対する質問・回答書（様式第4号）で、令和6年7月26日（金）午後4時までの間、メールにより行うこと。

<質問送付先アドレス> kikikanri-bousaitaisaku@pref.okayama.lg.jp

イ 回答

岡山県危機管理課のホームページへ掲載する。

(4) 参加業者の資格要件の確認

ア 資格要件の確認方法

上記5に示す参加業者の資格要件について、参加表明書の書類により、参加者として資格要件を満たすかどうかを確認する。

イ 確認の通知等

上記の確認結果により、参加者として資格要件を満たすことを確認した者に対して、技術提案書の提出要請の通知を行う。

(5) 資格要件の未確認の説明

ア 参加表明書を提出した者のうち参加業者の資格要件を満たすことが確認されなかった者に対して、資格要件が確認されなかつた旨及びその要件（以下、「未確認要件」という。）を書面により通知する。

イ 上記の通知を受けた者は、通知を受領した日の翌日から起算して5日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条に規定する休日（以下、「休日」という。）を除く。）以内に、書面により、県に対して未確認要件についての説明を求めることができる。

ウ 上記の説明を求められた県は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答する。

エ 未確認要件の説明請求の提出場所は以下のとおり。

岡山県危機管理課 防災対策班

(6) 技術提案書の作成、作成様式及び記載上の留意事項

ア 技術提案書の作成

技術提案書の作成においては、以下の点について技術提案を求める。

（ア）地震対応訓練支援業務における「訓練準備」「事前説明」「訓練実施時の支援」及び「成果報告」の考え方及び手法について

（イ）業務に係るその他特記すべき事項について

イ 技術提案書の作成様式

様式第3号「技術提案書」のとおりである。

なお、技術提案書の作成に当たっては、別添2「技術提案書作成要領」を参照すること。

ウ 記載上の留意事項

（ア）提出する参加表明書の文字サイズは10.5ポイント以上とすること。

（イ）様式に記載している注記に留意すること。

(7) 技術提案書の提出

ア 提出期限

令和6年8月23日（金）午後4時（必着）

イ 提出場所

岡山県危機管理課 防災対策班

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便の他これに準じる方法で到達したこと及びその時間が確認できる方法に限るものとし、アの提出期限に必着のこと。）

9 委託候補者の選定に関する事項

（1）委託候補者の選定

ア 選定の方法

岡山県地震対応訓練支援業務に係る公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、プレゼンテーションを実施の上、別に定める審査評価基準に基づき技術提案書の審査を行い、最も評価の高い者を委託候補者として選定する。ただし、提出された見積書の見積金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）が上記4に示す委託契約の上限金額を超える場合は、参加資格がない者として扱い、審査の対象としない。

イ プrezentationの日時等

（ア）日 時：令和6年8月30日（金）午前

（イ）実施方法：Web会議システム（Zoom）を活用し行う。

プレゼンテーションの詳細については、応募のあった者で上記5の参加業者の資格要件を満たすと認められる者に対して、書面により通知する。

ウ 選定の通知

上記アにより選定した委託候補者に対して、委託候補者に選定した旨を書面により通知する。

（2）非選定理由の説明

ア 委託候補者に選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由（以下、「非選定理由」という。）を書面により通知する。

イ 上記の通知を受けた者は、通知を受領した日の翌日から起算して5日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条に規定する休日（以下、「休日」という。）を除く。）以内に、書面により、非選定理由についての説明を求めることができる。

ウ 上記の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答する。

エ 非選定理由の説明請求の提出場所は以下のとおり。

岡山県危機管理課 防災対策班

10 その他必要な事項

(1) 契約の締結

- ア 選定された委託候補者と随意契約により本業務の委託契約の締結手続を行う。そのため、あらためて特記仕様書を作成し、見積書の提出を求めることがある。
- イ 契約の締結に当たり作成する特記仕様書は、特定された技術提案書を尊重することを原則とするが、その内容に限定されないものとする。
- ウ 技術提案書の選定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。

(2) その他の留意事項

- ア 提出期間に参加表明書を提出しない者（到達しなかった場合を含む）は、技術提案書を提出することができない。
- イ 技術提案書の提出者が、委託候補者が選定される日までに上記5に示す参加業者の資格要件を満たさなくなつた場合、及び技術提案書に記載された見積金額が4に示す委託契約の上限金額を超える場合は、その者の参加及び提案は無効（失格）とする。
- ウ 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。
- エ 提出後における参加表明書及び技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- オ 参加表明書、技術提案書の作成及び提出（プレゼンテーションを含む。）に要する全ての費用は、参加（希望）業者の負担とする。
- カ 提出された書類は返却しない。
- キ 技術提案書等に記載された個人情報は、委託候補者の選定、審査その他の手続を実施する目的以外に、参加者に無断で使用することはない。
- ク 提出された技術提案書に係る権利は、岡山県に帰属することとする。
- ケ 委託候補者の選定結果は、岡山県ホームページ等によって公表される場合がある。
- コ 技術提案書に記載した配置予定統括責任者（主任技術者）は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き、変更できないものとする。やむを得ず変更する場合は、前任者と同等以上の技術を有する者を配置し、理由を記した変更届を提出すること。
- サ 業務委託契約書の作成を要し、契約締結日は令和6年9月9日（月）とする。
- シ 委託候補者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものと見なす。
- ス 本件手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。